

2019年10月10日

各 位

東京都千代田区神田美土代町1番地
青木あすなろ建設株式会社
代表取締役社長 辻井 靖

株式売渡請求の承認に係る公告

当社は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。）第179条第1項に規定する特別支配株主である株式会社高松コンストラクショングループ（以下「高松コンストラクショングループ」といいます。）から、2019年10月9日付で、同法第179条の3第1項の規定により、当社の株主の全員（ただし、高松コンストラクショングループ及び当社を除きます。以下「本売渡株主」といいます。）に対し、その所有する当社の普通株式（以下「当社株式」といいます。）の全部（以下「本売渡株式」といいます。）を高松コンストラクショングループに売り渡す旨の請求（以下「本売渡請求」といいます。）の通知を受領し、2019年10月9日開催の当社取締役会において、本売渡請求を承認する旨の決議をいたしましたので、社債、株式等の振替に関する法律（平成13年法律第75号。その後の改正を含みます。）第161条第2項及び会社法第179条の4第1項の規定により、以下のとおり公告いたします。

1. 特別支配株主の名称及び住所
名称：株式会社高松コンストラクショングループ
住所：大阪市淀川区新北野一丁目2番3号
2. 特別支配株主完全子法人に対して株式売渡請求をしないこととするときは、その旨及び当該特別支配株主完全子法人の名称
該当事項はありません。
3. 本売渡請求により本売渡株主に対して本売渡株式の対価として交付する金銭の額及びその割当てに関する事項
高松コンストラクショングループは、本売渡株主に対し、本売渡株式の対価（以下「本売渡対価」といいます。）として、その所有する本売渡株式1株につき1,210円の割合をもって金銭を割当交付いたします。
4. 新株予約権売渡請求に関する事項
該当事項はありません。
5. 特別支配株主が本売渡株式を取得する日（以下「取得日」といいます。）
2019年11月11日

6. その他の本売渡請求に係る取引条件

本売渡対価は、取得日後合理的な期間内に、取得日の前日における最終の当社の株主名簿に記載又は記録された本売渡株主の住所又は本売渡株主が当社に通知した場所において、当社による配当財産の交付の方法に準じて交付されるものとします。ただし、当該方法による交付ができなかった場合には、本売渡対価の交付について当社の本社所在地にて当社の指定した方法により（高松コンストラクショングループが指定したその他の場所及び方法があるときは、当該場所及び方法により）、本売渡株主に対する本売渡対価の支払を実施するものとします。

以 上